

# 問われる公平性と透明性 —映画「ジャッジ」から考える

明治大学教授 牛山 久仁彦



## 1. はじめに

昨年の春、2014年に公開された「ジャッジ」という映画を見た。少し古い映画だが、南ドイツ、スイスにおける広域行政、市民参加などについての現地調査を行うため、ヨーロッパに向かう機内でのことである。この調査では、フランスにおけるレジオン再編(州合併)、南ドイツにおけるEUのリーダープログラムへの取り組み、スイスにおける自治体合併などについてヒアリング調査を行い、実り多いものであった。EUのリーダー(LEADER)プログラムでは、ドイツの自治体や市民団体に対して財政支援が行われ、地域の主体的な事業が採択されて実施されている現場を訪れたが、採択にあたって重視されるポイントとして、「ネットワークとポトムアップ」が重要であるという点を教示されたが、日本の現

状にも多くの示唆を与えるものであろう。

しかし、こうした調査の報告は別稿に委ね、本稿で言及するのは冒頭で述べた「ジャッジ」という映画を見ながら考えたことについてである。この映画のキャッチコピーは「恋と仕事。人生最大の審査(ジャッジ)ー」(「ウィキペディア」より)であるとされ、お笑いあり、恋愛あり、の誰でも楽しめるエンターテイメントである。主演は妻夫木聡で、北川景子(明大卒)がヒロインのひかりを演じる。追々、この映画のストーリーについては紹介していくが、冒頭から笑わせてくれるこのお笑い映画と、本稿の表題である公平性と透明性には、一見何の関係もないように思われるかもしれない。なぜ、この映画から、そんなことを考えることになったのだろうか。

「ジャッジ(Judge)」という言葉は、名詞として使われるときには、裁判官や審判

員、審査員、評価者などを表現する言葉であり、動詞では、「判決を下す」「審査する」「評価する」といった何らかの判断を下すときに使われる。この映画の中でも、国際広告祭に審査員として参加する妻夫木扮する太田が、どのような審査をするのかに悩み、また、人生の選択、恋の選択をどのように決めるのかがコミカルに描かれている。職業の選択、恋の選択といった人生の中で自己判断して決めていく方向性については、自らの選好であるので、好き嫌い、損得勘定が働くこととなろうし、それは個人の自由である。しかし、優れた広告を選ぶ広告祭の審査委員となると、その判断の質が問われることとなる。もつとも、映画の中でも語られるように、審査結果は、そ

1 映画「ジャッジ」監督 永井聡 脚本 澤本嘉光 製作 松竹。DVDはフジテレビジョンから発売(定価3800円+税)。

ここで賞を獲得する民間企業（広告会社やその広告を展開しているクライアント企業）の利益に密接に関わるため、審査員も含めた関係者があの手この手で評価を高めようと画策するのやむを得ないのかもしれない。しかし、主人公の太田は、自らの理想や職業を選んだ初心にこだわり、公正なジャッジをしようと試みるのである。時にはまぬけなほどに、それにこだわり、周囲をあきれさせる。

政治や行政の世界でも、ジャッジの必要な場面は多い。悪代官が、悪徳商人から賄賂をもらって不公平なジャッジをするのは日本の時代劇でよく見る場面であるが、戦後の日本においても、数々の汚職事件・疑獄事件が起こっており、政治化や官僚の姿勢が問われてきた。しかし、唐突なようだが、そうした問題は案外私たちの身近なところにも存在しているのではなからうか。

近年の政府は国・地方を問わず、多くの審議会や研究会を設置し、専門家や国民・住民の意見や主張を聞く機会が多くなっている。学識経験者などといわれる「専門家」のみならず、公募委員などから住民の意見を聞き、それがそれら会議の評決に影響を与えることとなる。映画の中で太田は、それほど権威もなく、有名でもないにも関わらず、審査結果を出すことを迫られることになるが、その際に彼が問うたのは「正しい

ジャッジ」とは何か、ということであろう。

自治体行政の現場では、行政不服審査やオンブズマンによる行政救済などが重要な役割を果たし、行政相談委員の皆さんが住民の苦情処理・行政救済のために活動している。こうした現場において、どのようなジャッジが求められているのか。本稿は、そうした問題関心からこの映画を紹介し、公平で透明なジャッジとは何かを考えてみるものである。

## 2. この映画の見どころ

### (1) 「ジャッジ」のストーリー

私たちは、テレビで、電車の中で、そして街頭で日常的に様々な広告やコマーションに接している。それらは、企業が商品やサービスを消費者に印象づけ、販売促進に貢献するために作られているものであるが、その中には、様々なストーリーが展開され、また美しい映像が展開されて人々を引きつける。広告制作費もピンからキリまでで15秒程度のCMでも数十万円から数百万円まで幅があり、人気の高い芸能人を起用したり、海外ロケを行ったり、さらには高名なカメラマンを用いたりすれば、その金額はもっと跳ね上がるようだ。したがって、大手広告代理店にとっても、大企業のCMを作成し、それが注目されることが重要である。

妻夫木聡が演じる主人公の太田喜一郎は、

大手広告代理店に勤めているが、なかなかよいCMを作ることができず、周りから低い評価しか与えられていない。開始早々から、きつねうどんのCMで狐の着ぐるみで踊らされ、しかも広告主の理不尽な要求で猫のまねをして「ニャー」と鳴かされるありさまである（このコミカルな状況は、見ていただかないと表現できません）。太田は、広告には夢があり、世間の人々を幸せにするものであると考え広告に情熱を注ぐが、なかなか結果を出すことができないでいた。

一方、太田の同僚で北川景子が演じる太田ひかるは仕事ができ、「できるほうの太田」と言われている。競馬や賭け事が好きなギャンブラーで、苗字が太田で共通しているという理由で、太田喜一郎と夫婦のふりをして、サンタモニカ広告祭に同行することになる。そもそも、二人が渡米することになったのは、豊川悦司が演じる同じ広告代理店のトップクリエイター・大滝一郎の責任回避のために、同じオオタキイチロウという読み名を利用して身代わりになるという目的のためである。クライアントの「ちくわ」の会社のつまらないCMを広告祭で入賞させることを命ぜられ、それが難しいと予想されることから、太田に責任をとらせようという目論見からであった。

サンタモニカ広告祭では、審査委員の駆

け引きが激しく、困惑する太田であったが、ライバル企業の広告代理店のトップクリエイターである木沢はるか(鈴木京香)が手がけたトヨタの広告に出会う。この広告は、広告祭のグランプリ候補であったが、自らのCMにグランプリを取らせようとする副審査委員長のギル・ヒューズの策謀で、予選落ちしてしまう。審査委員長のジャック・クルーガーも、ギルの会社の副社長になることと引き換えに、ギルの策謀に加担していた。太田は、ちくわCMが入賞しないと会社をクビになると言い渡されており、予選落ちしたCMの敗者復活に賭けるが、このときの悪いCMが入賞することに我慢がならない。一方、トヨタCMの魅力を理解し、その復活に尽力することとなる。

最終的な選考の場で、太田の努力によってトヨタCMがグランプリを取ることとなるが、ちくわCMは失格となる。自らのCMを応援する発言をしてはならない、というルールをわざと犯し、失格するのである。これは、その後でグランプリの評決をする際に、怒りで自らのCMを露骨に応援し失格となるギルの失態を予告するものである。太田は、ちくわCMで失敗したものの、きつねうどんのCMが海外でヒットすることとなり、クビを免れた。そして、ひかるは太田との大きな恋の賭けに出るジャッジをすることとなるのである。

## (2) 「ジャッジ」の魅力

この映画の見所は多々あり、所々で爆笑することとなる一方で広告の世界の一端を垣間見させる厳しい実態を知ることができる。国際広告祭の審査現場で見られる一部の状況にフォーカスを当てたとされているが、審査員同士のつばぜり合いも絶妙で、それぞれのキャラクターが興味深い。

リリーフランキー演じる鏡は、太田が勤める広告代理店の資料保管室に勤める窓際社員で、太田に国際広告祭へ参加するにあたっての指導を行うが、実は過去に審査委員を務めたことがあり、今回の審査委員長のジャックとは、旧知の間柄であることが後に分かる。二人は、過去に広告について語り合い、夢を語っていたのである。ジャックは、副社長のイスと引き換えにギルの策謀に加担していたが、次第に純粋な太田の熱意にひかれ、公正な審査を行うこととなる。どうやら鏡が太田に伝授したペン回しはジャックもお得意であり、鏡が太田に教えた単調な英会話も、ジャックは知っていたのだろう。

太田は、最終の審査委員会で「自分が正しいと思うことをしませんか、いいものはいい、悪いものは悪い。結果はともかく、みんなが自分の良心に従って手を上げるべきなんだ」といい、「僕らは審査員だ、僕らの審査、ジャッジを世界がみている。僕

らは審査されてるんだ」と日本語で演説する。この演説を受けて、ジャックはトヨタに投票すると宣言し、ギルから「この世界から、追放してやる」と言われたが、「逆風は振り返れば追い風になる」と述べ、公正な審査に転じることとなるのである。

この映画を行政相談委員の先生方をはじめ、『季刊行政相談』の読者にぜひ見ていただきたいと考えるのは、この映画で問われているモチーフのひとつが「公正な審査」だからである。実際の広告祭で、これほど不正なことばかりが横行していることはなく、あくまで映画を面白くするために一部の不正を参考にして作成されたのが、この「ジャッジ」という映画だろう。また、何度も記しているように、この映画の見所はたくさんあり、太田とひかるのやりとりや広告代理店の裏話のようなものもおもしろい。企業や社会の中で、理想を追い求めて生きていくことの難しさも身につまされるし、恋人を選ぶことも含めて、何度もジャッジが人生にはあるだろう。

これらのジャッジが、どのように行われるのか、また行うべきなのだろうか、というのがこの映画のモチーフのひとつである。ひかるが、太田と付き合うというジャッジをすることから、二人の恋の映画であるということもできようが、この映画のクライマックスは、不正な審査が通らず、トヨ

タCMが逆転グランプリを獲得するプロセスであろう。ジャックに本来の審査の在り方を思い出させ、他の審査員にも共感を広げたのは、太田の公正な審査に対する姿勢であった。「よいものはよい、悪いものは悪い」と主張し続ける太田の言に、最初は耳を傾けなかった人々も、次第に理解をしていくことになるのである。

### 3. 行政の審議会等におけるジャッジ

#### (1) 増加するジャッジの機会

日本において裁判員制度が導入されたのは9年前の2009年で(法律の成立は2004年)、特定の刑事裁判において有権者から選ばれた裁判員が、裁判官とともに審理に参加する制度である。日本においても、市民が実際に裁判の評決に加わることとなったわけで、まさに市民が司法に参加することとなったのである。

このように、市民がジャッジに関わる機会、裁判員制度に先だって、行政の場においては以前からかなり行われてきていた。審議会が国に設置される場合の根拠は、内閣府設置法や国家行政組織法に定められており、税制調査会や地方制度調査会など、名称が審議会以外のものもあるため、法令では審議会等と記されている。これらの審議会等では、国の政策の立案や評価につい

て審議が行われ、政策の方向性についても影響を与えている<sup>2</sup>。また、より身近なところで市民が行政の意思決定に関わり、意見反映を行える自治体の審議会も多数設置されている。自治体の審議会は、法律または条例の定めるところにより設置され、首長など執行機関の附属機関となる。地方自治法第138条の4第3項では、「普通地方公共団体は、法律または条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」と規定されており、審議会等を設置する根拠となっている。

一方、多くの自治体で法令や条例に根拠を持たず、規則や要綱で設置される会議体を置いている自治体も多いが、それらは市長の諮問に応じて答申を行うことはできないし、委員も非常勤特別職とはならず、報酬を支給することもできない。こうした会議は、市民参加の機会として置かれる場合が多く、市民意見の反映のための機会として多用されている。

このように市民が様々な会議に参加し、意見を述べる機会が増えており、裁判員制度のように事実上の評決に加わる例は特殊としても、例えば、自治体に設置されている「情報公開・個人情報保護審査会」では、情報公開や個人情報保護についての住民の

苦情処理や適切な情報管理の在り方について、第三者機関として諮問を受け、答申することが期待されている。

また、行政不服審査法の改正により、「地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く」(行政不服審査法第81条第1項)と規定されることとなり、全国の自治体に行政不服審査会を置くことが義務づけられた。この法令の規定に基づき、自治体はこの審査会を条例設置することとなったのである。

これらのかかなり専門性を有する審議会の委員は、大学教授や弁護士などの学識経験者が就任することが多いが、自治体の場合、必ずしもそれにとどまらず、公募市民などを委員とし、市民目線の意見反映を目指す自治体も多い。近年増加している協働事業の公募に際しての審査や、指定管理者の審査、入札にあたっての審査など、公金の支出に関わるものについても、自治会や地域の団体代表、公募の市民等が審査に加わることが普通のこととなっている。

#### (2) 公正で透明な審議とジャッジ

このように審議会等が多数設置され、と

<sup>2</sup> 審議会の置かれている現状や実態については、森田朗「会議の政治学」慈学社出版(2006年)が参考になる。

くに自治体では市民が委員に就任すること  
も多い中、問われるのはそこで行われる審  
議の公正性と透明性である。そもそも、国  
であれ、自治体であれ、審議会の在り方に  
ついては様々な批判がある。審議会では、  
行政が果たす事務局が主導して審議が行わ  
れ、答申書や報告書も行政職員が作成する  
ことが多い。また、審議会の委員に任命さ  
れるのは、行政の人選に基づく御用学者ば  
かりである等、その決定には行政に不都合  
なことは反映されないのではないかと  
批判もある。さらに国においては、近年「有  
識者会議」と呼ばれる要綱などで設置され  
た諮問機関も多数設置されており、政策の  
形成や法案提出の下地づくり、世論形成に  
利用されているという指摘もある<sup>3</sup>。

つまり、法令上の根拠や位置づけはとも  
かく、多数設置されている審議会や審査会、  
委員会の議論やジャッジには偏りがあり、  
信頼がおけないものであるとの批判であ  
る。団体役員や市民公募委員についても、  
そうした側面があり、行政に批判的ではな  
い団体や市民しか委員として会議に参加で  
きないのではないかと批判もあり得る。  
やや、話が大きくなったが、要は国で  
あれ自治体であれ、行政救済や行政統制、  
あるいは行政への意見反映等といった仕組  
みが整備されてきているにも関わらず、そ  
の公正性と透明性を確保することができな

ければ、全て絵に描いた餅になってしまう  
という可能性がある。審査という意味では、  
民間においても様々な審査が行われてお  
り、映画「ジャッジ」では、民間の話とは  
いえ、まさに広告祭での審査に公平性や透  
明性が問われたのである。

#### 4. 行政相談とオンブズマンへの示唆

ところで、改めていうまでもないが、行  
政相談は、国の行政に対する苦情処理と課  
題解決を目指して設置された制度である。  
周知のように、今日の制度が確立したのは、  
1966年の行政相談委員法によるもので  
あり、行政相談委員の役割・権能及び位置  
づけが法律上明記され、その役割が明確化  
されることで、より円滑でかつ効果的な業  
務が遂行されている。実際には行政相談委  
員は、法律に先立って全市町村に配置され  
ており、行政相談の内容は、中央政府の仕  
事に限らず、自治体の法定受託事務にお  
よび、その範囲は拡大しているといえる。  
それに加えて、現状では、行政相談委員が  
受ける相談内容は極めて広範かつ多様なも  
のとなつてきており<sup>4</sup>、委員の負担も拡大  
している。行政相談委員は、「社会的信望  
があり、かつ、行政運営の改善について理  
解と熱意を有するもの」（行政相談委員法  
2条）の中から委嘱されており、公平かつ適

正な業務の遂行が義務づけられている。ま  
た、委員は、業務遂行に要した費用は支給さ  
れるが、報酬は受けないとされていること  
から、行政相談委員制度は、民間人のボラン  
ティア的な精神と公平・公正な意識によつ  
て支えられている取り組みなのである。

こうした行政相談委員の活動について  
も、常に公平なジャッジが求められている。  
上記のように規定され、ボランティア的な  
精神と公平・公正な意識に支えられている  
行政相談委員が、映画に見られたような利  
害打算で職務に臨むことは考えにくい  
が、その一方で、ひとりの国民の側に立って行  
政救済を行う一方、国民全体の利益も考え  
ながら、国民の権利を保護していくという  
難しい立場にあることも事実である。行政  
相談委員は、「日本型オンブズマン制度の  
根幹をなす」<sup>5</sup>と指摘されていることから  
も、そのジャッジの責任は大きいといえよう。

<sup>3</sup> 新藤は、「かつて一九八〇年代の中曽根康弘政権時代に私的諮問機関が多数設置され、そのあり方をめぐって多様な議論が交わされたが、第二次・第三次安倍政権においても、首相や国務大臣の下に有識者会議が設置されている。とりわけ、安全保障法制懇談会、一億総活躍国民会議、働き方改革実現会議といった首相の私的諮問機関は、政権中枢の意をくんだ報告をまとめ、法制化の下地づくりに機能している。」と指摘している。  
（新藤宗幸（2017）「原子力規制委員会―独立・中立という幻想」岩波新書、p.91）  
<sup>4</sup> 例えば、合併後の町村における行政相談の内容について、その範囲が町のケーブルテレビ事業や圃場整備、県道の管理、さらには身近な民事問題などにも及んでいることが指摘されている。山岸絵美理（2013）「小規模自治体における行政相談委員の意義と課題」『季刊行政相談』No.138。

同様に、川崎市など一部自治体で導入されている自治体オンブズマン制度についても、公平・公正なジャッジが求められることは論を待たないであろう。自治体の取り組みとして展開されているオンブズマン

は、川崎市のような一般的な行政苦情救済を担うものもあれば、中野区等のように福祉分野における行政救済を目的として設置されたものなど、様々である。これらの現場において、オンブズマンのジャッジが、住民生活を左右する重要なものであることは当然である。重要なことは、これらの活動が、明確な法(ルール)に基づいて運営されるということであろう。行政相談委員の活動であれ、自治体オンブズマンの活動であれ、そのジャッジはルールを基になさなければならない。そして、同時に、ジャッジをした者の対応が、しっかりとしたルールに則っているのか、ルール違反はなかったか、という姿勢が必要であろう。

### 5. 「ジャッジ」の問いかける公正・透明・ルール

ここまで、映画「ジャッジ」から得たヒントを基に、審議会や審査会、市民参加の委員会に加えて行政相談やオンブズマンにまで話を広げてきた。映画のイメージと後半に論じてきた内容とは、かなり印象が

け離れているかもしれない。本稿を読み、映画を見ていただいた結果、お笑い映画でずいぶん堅いことを書いていると感じる方もいるかもしれない。

しかし、ご理解いただきたいのは、一見、人気スターを動員して笑いを誘う恋愛コメディという体裁を取りながら、そこにはかなり含蓄のある、様々な要素が含まれているということである。

繰り返しになるが、今日の自治体行政においては、多くの市民・住民、地域団体の代表が、「ジャッジ」に関わっており、それが地域住民の生活を大きく左右する場合も少なくない。

税金を投入して行われる事業の審査にも、市民が関わることも増えている。その際、映画の中で太田が見せたような情熱に加え、公正であるという理念、それを証明する透明性、さらには自らのジャッジが正当なルールに依拠しているということが求められるであろう。

太田が映画の中で述べている、「僕らの審査、ジャッジを世界がみている。僕らは審査されてるんだ」という言葉は、実に興味深い。審査委員などというと、「優れた人」が他者を審査する・評価するという姿勢になりがちであるが、太田の言葉は、それを否定する。むしろ、審査する側が、審査結果について周りから審査されていることに

気づかせてくれる一言であった。私自らも、自治体で行政改革や計画行政、協働事業の審査や指定管理者の決定など、多くの審議会・審査会に参画しているが、果たして自らが加わったジャッジは、本当に公正で、ルールに則っていたのか、自問してしまう一言であった。

ジャック委員長は最初(広告祭の)「順位は作るもので受け入れるものじゃない」と結論をギルの有利なように誘導しようとしていた。日本の政治や行政の場でも、現実的な政策を誘導するために結論ありきのジャッジが行われることもあり得る。しかし、そこにルール違反があってはならず、また政策の目的を逸脱した行政運営を正当化するようなものであってはならないだろう。そして、それを保障するのは、決定が正しく行われたということを明らかにできる透明性である。

ともあれ、この映画はエンターテインメント性も強力で、難しいことを考えなくても十分に楽しませてもらえる。お時間のある時に、DVDでこの映画を観ながら、日本における様々なジャッジに思いを馳せていただければ幸いである。

5 日本オンブズマン学会(2015)「日本と世界のオンブズマン—行政相談と行政苦情救済—(はじめに)」における日本オンブズマン学会片岡寛光名誉理事長の指摘